

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬について、先発医薬品の処方を希望される場合は、**特別料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当）**をお支払いいただきます。

※「特別料金」は課税対象のため、**消費税分を加えた金額**をお支払いいただきます。

※ 医療上の必要性が認められ、先発医薬品の処方が妥当とされる場合には、**特別料金は不要**です。

※ 医療保険制度の負担を公平にし、将来にわたって国民皆保険を維持していくため、国は価格の安い後発医薬品への切り替えを推進しています。そのため、医療上の必要性がない場合に、より**高額な先発医薬品の処方**を希望される際には、「特別料金」のご負担をお願いすることとなりました。

なお、これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、**保険給付の見直しによって医療保険財政の改善が図られます**。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。